

老人福祉センターがオープン

4月6日から、1日平均200人が利用

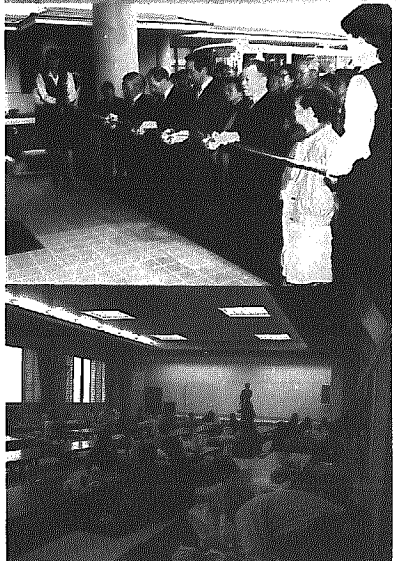
四月号でお知らせしたように、緒立の老人福祉センター「黒崎荘」が四月六日(土)オープンしました。一日平均で二百人の利用があり、利用者の評価は上々です。

老人福祉センターのオープンが四月六日(土)さっそく利用しようと思われた皆さんが見

写真上/浴室(男湯)。写真中/町長らによるテープカット。写真下/利用される大広間のような様子。



るなか浅妻町長らがテープカットをしました。この日は地元黒鳥の老人会などが利用し、利用者数は三百三十四人。さて、老人福祉センターもオープンしてから半月が経ちました。利用者数を見ると、オープンした四月六日から二十一日まで(開館日数は十四日)で、延べで二千八百六十五人でした。一日平均で約二百五人が利用していることになりました。もちろん、利用者は六十歳以上のかたが多いのですが、五十九歳以下のかたも百七十八人が利用しています。また町外のかたの利用も多く、三百五十六人と全利用者の一割以上を占めています。利用者の反応はどうでしょうか。今号の表紙のように「脱衣場が狭い」という苦情はありますが、「きれいになった」「広くなった」など、おおむね評価はよいようです。



福祉センター利用案内

「料金」▼町内65歳以上の入居者：無料 ▼町内60歳以上64歳までの入居者：300円 ▼町内60歳未満の入居者：400円 ▼町外の入居者：600円 ※以上の料金は入湯税込みです。

▼特別室(10畳1室につき)：1500円

「閉館日」①毎週月曜日 ②国民の祝日 ③年末年始(12月29日～1月3日)

「開館時間」4月1日～10月31日：午前9時～午後5時、11月1日～3月31日：午前9時～午後4時 ※なお、夏季土用の入りから土用のあけまでは午前4時～午後5時

「デイサービスセンター」

ねたきりのお年寄りのかたなどに、平日の昼間、入浴や食事などのサービスを行うデイサービスセンターは5月8日(水)から事業を開始します。

役立っています、豊かな町づくりに

◎年金積立金還元融資
年金積立金とは、皆さんから払い込まれる厚生年金保険および国民年金保険料を、将来の年金給付の財源として積立てているもので、その一部について被保険者等の福祉向上に役立てる目的で融資されるもので、一般に特別地方債として融資されます。

◎平成2年度融資額
老人福祉センター
2億1870万円

◎簡易保険・郵便年金資金
簡易保険・郵便年金資金と
5710万円

◎平成2年度融資額
役場庁舎増築事業(継続事業)
3100万円

立仏小学校屋内体育館増築事業
1640万円

は、郵便局の簡易保険や郵便年金に加入された方から払い込まれる保険料や掛金のうち、運営費を除いた積立金をいいます。この資金は「簡易年金資金」として公共施設の整備に融資され、住み良い町づくりに役立っています。

町では昨年に引き続き役場庁舎増築事業、立仏小学校屋内体育館増築事業に大野町郵便局を通じ融資を受けました。

議会だより

3月定例会

町議会3月定例会は、3月7日から22日まで開かれました。33議案を審議、可決しました。主な議案は、平成3年度の一般会計、国民健康保険・老人保険の特別会計、ガス水道事業会計の各当初予算、町特別職の給与並びに旅費に関する条例の一部改正、老人福祉センター条例の制定などです。請願は1件、陳情は2件提出され陳情1件が不採択となつたほかは採択されました。一般質問には6人の議員が立ち、公民館、医療費、新潟ふるさと村、基金運用、黒崎まつり、国保税などについて町長にたずねました。

目 程

3月7日(木) 会期の決定、施政方針と議案の上程・議案の説明・質疑・委員会付託(議案第1～33号) 請願・陳情の上程・質疑・委員会付託

3月8日(金) 総務文教委員会
3月9日(土) 休会
3月11日(月) 産業建設委員会
3月12日(火) 厚生企業委員会
3月13日(水) 一般会計審査特別委員会

3月14日(木) 休会
3月15日(金) 一般会計予算審査特別委員会
3月16日(土) 休会
3月18日(月) 一般質問
3月19日(火) 21日(水) 休会
3月22日(金) 委員長報告・質疑・討論(議案第1～33号) 請願・陳情・討論・報告・質疑・討論

平成3年度一般会計予算 老人福祉センター条例の制定 など33議案を審議可決

議案

●黒崎町課設置条例の一部改正(議案第1号)

企画開発課と商工振興課、町史編さん課を廃止し、企画商工課、都市計画課、下水道課を設置する。

●黒崎町職員の勤務時間に関する条例の一部改正(2)
町職員の勤務時間を週46時間から44時間に改める。

●黒崎町職員の休日、休暇に関する条例の一部改正(3)
7月から9月までに連続する3日を夏期休暇とする。

●黒崎町特別職の給与並びに

旅費に関する条例の一部改正(4)

特別職の給料月額を町長66万2千円から69万6千円に、助役49万6千円から52万2千円に、収入役44万1千円から46万6千円に改める。

●黒崎町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正(5)
教育長の給料月額を42万3千円から44万5千円に改める。

●黒崎町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正(6)
町議会議員の報酬月額を議

長23万2千円を24万4千円に、副議長18万6千円を19万7千円に、常任委員長17万3千円を18万3千円に、議員16万6千円を17万6千円に改める。

●黒崎町報酬額及び費用弁償並びにその支給方法及び地方自治法第207条による実費弁償に関する条例の一部改正(7)
選挙管理委員、監査委員、農業委員、教育委員など各種委員会委員の報酬を改める。

●黒崎町駐車場設置条例の一部改正(8)
高速鳥原バス停駐車場の所

在地を「大字鳥原2803番地1」から「大字鳥原2788番地2」に変更。

●黒崎町自転車駐車場条例の制定(9)
越後大野、木場、新大野、焼酎の各駅前と高速鳥原バス停の自転車駐車場の管理について定めたもの。

●黒崎町自転車の放置防止に関する条例の制定(10)
公共の場所での自転車の放置を防止し、良好な生活環境を確保するため定めるもの。

町長は、自転車の放置により町民の良好な生活環境が阻

害され、又はそのおそれがあるとして認められる公共の場所を自転車放置禁止区域として指定することができる。(第7条第1項) 自転車の利用者等は、放置禁止区域内において自転車を放置してはならない。(第8条) など12条からなる。

●黒崎町税条例の一部改正(11)

固定資産課税台帳の縦覧期間の延期に伴い、第一期の納期を5月16日から31日までに延期するためのもの。

●黒崎町消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の一部改正(12)
非常勤消防団員の手当を改めるもの。

●黒崎町文化財調査審議会設置条例の一部改正(13)
「黒崎町文化財保護審議会」を黒崎町文化財保護条例で定めた名称「黒崎町文化財保護

審議委員会」に改めるもの。

●黒崎町老人憩の家設置条例の廃止(14)
黒崎町老人福祉センター設置に伴い廃止するもの。

●黒崎町老人福祉センター条例の制定(15)
緒立に4月オープンする老人福祉センターの利用方法などについて定めたもの。

●黒崎町デイ・サービスセンター条例の制定(16)
緒立の老人福祉センターと併設されるデイサービスセンターで行う事業や利用方法について定めたもの。

●黒崎町家庭審判員派遣に伴う費用徴収条例の一部改正(17)
国の費用負担基準に合わせ改正。1時間当たりの利用者負担額を、生計中心者の前年度所得課税額が9600円